

東大和市立図書館協議会 平成31年度第2回 概要録

会議名 平成31年度第2回 東大和市立図書館協議会
開催日時 令和元年10月18日（金）午後3時～4時38分
開催場所 東大和市立中央図書館 2階 視聴覚室
出席者 （委員）溝江委員、上田委員、村松委員、六馬委員、荒川委員、
岡崎委員、佐々木委員、島委員
（欠席者）濱脇委員、井上委員
（事務局）當摩（中央図書館長）、恵良（管理係長）
西尾（主査（計画担当））、柳原（事業係長）
永井（桜が丘図書館長）、浴（清原図書館長）

会議の公開・非公開の別 公開 傍聴者数 12人

会議次第

1. 開会
2. 議題
 - (1) 平成30年度決算について
 - (2) その他
 - ア 平成30年度の図書館業務内容の実態調査結果について
(報告) <地区図書館の開館日及び開館時間等の見直し関連>
 - イ 図書館システムの更新について
 - ウ その他

配布資料

- ・ 次第
- ・ 平成30年度東大和市一般会計歳入歳出決算（中央図書館関連）
- ・ 平成30年度行政報告書（中央図書館関連）
- ・ 平成30年度の図書館業務内容の実態調査結果について

1. 開会

会 長： 定刻となりましたので、平成31年度第2回東大和市立図書館協議会を始めさせていただきます。本日の出席委員は8人ですので、会議は成立いたします。また、本日は傍聴者がいらっしゃいます。会議は、東大和市情報公開条例第30条の規定により、原則公開となっておりますので、これを許可いたします。

2. 議題

(1) 平成30年度決算について

会 長： 本日の議題は2点あります。最初に、議題（1）平成30年度決算について、説明をお願いいたします。

事務局： それでは、資料1をご覧くださいと思います。議題（1）平成

30年度決算について、ご説明いたします。まず資料の全体の状況につきまして、私から概要を、口頭になりますが説明させていただいて、その後各係長、館長から、事業毎に説明をさせていただきます。

それでは平成30年度の決算概要、市全体の状況についてですが、市の一般会計及び5つの特別会計の額につきましては、概算で申し上げますと、歳入につきましては、526億4,138万円です。平成29年度と比べますと、3.4%の減となります。それから歳出につきましては、504億883万円です。こちらは平成29年度と比べますと、3.1%の減となっています。図書館が属しています一般会計について申し上げます。歳入決算額につきましては、324億4,016万円です。平成29年度と比べますと、3,960万円の減で、率にいたしますと1.9%の減となっています。また、歳出決算額につきましては、308億9,275万円です。平成29年度と比べますと、2.3%の減となっています。歳入歳出差引額ですが、こちらは15億4,740万円で、実質収支額としましては、14億7,335万円の黒字となっています。次に教育費につきまして、こちらは29億7,105万円で、一般会計歳出全体に占める割合としては、9.6%となっています。こちらは前年度に比べて、約2.8ポイントの減となっています。平成30年度の教育費などの投資的経費の主な事業としましては、小中学校体育館のバスケットゴールの耐震化工事、それから桜が丘市民広場のバリアフリー化工事があります。また、投資的経費以外のものとしましては、地域未来塾の事業としまして、放課後などにおける児童、生徒の学習支援を新たに実施するとともに、適応指導教室に指導員を配置し、不登校児童、生徒への支援の強化を図ったなどがあります。そのほかには、小学校の校門等への防犯カメラを更新という形で設置をしています。さらには小学校トイレの洋式化などを行っています。市全体の概要につきましては、以上となります。

続きまして、図書館の決算についてです。平成30年度の図書館事業のうち、新規のものについては3点あります。1点目としましては、中央図書館の1階及び2階に設置されていましたが、跨座式の多目的トイレ、楕円形のトイレなのですが、こちらを温便座、温水洗浄機能付きの、オストメイトの方にも対応できるような洋式のトイレに改修をしています。決算額は2か所で、115万5,600円となりました。跨座式のトイレについてご説明しますと、身体障害者用のトイレなどでよく使われていたものなのですが、和式とも洋式とも異

なるものでして、介護者がいるような方の場合には使用しやすいトイレですが、お一人で使用する場合には少し使用しづらいことがあります。改修後については、人工肛門ですとか、人工膀胱の装具を装着されているオストメイトの方にもご利用しやすいように、しびん洗浄水栓機能付きの洋式トイレにしてあります。それから、2点目としましては、市立図書館では貸し出しですとか、返却、リクエストの処理、あるいは図書館のホームページの作成など、こういった業務を、専用の図書館システムで行ってきています。システムの契約期間が、従前の事業者とは、今年の9月末で契約期間が満了ということになりまして、今月から図書館システムが更新されています。このシステムの移行作業には、最低でも半年は掛かるということがありまして、平成30年度中に、新しいシステムの選定作業を終えていないと間に合わないということがありまして、庁内に選定委員会を設けまして、プロポーザル方式で事業者を選定してきた経過があります。それから3点目ですが、明治150年記念事業というものがありません。市立図書館3館におきまして、平成30年9月26日から10月31日まで、特別展を開催しています。それから中央図書館になりますが、地域資料展を3回に分けて実施してきています。さらに、「歴史」をテーマに、中高生対象のビブリオバトル、これは知的書評合戦と言いますが、こちらを開催しまして、気運の醸成を図ってまいりました。

それでは、資料の説明をさせていただきます。資料1の1ページをご覧ください。こちらは歳入の項目の一覧となっています。一番上の電子複写機使用料につきましては、地区館も含めた3館合計の使用料ということで、定例のものとなりますが、収入済額が13万3,690円となりました。次の資料弁償金についてですが、こちらも定例のものとなりますが、図書館資料の貸し出しをした場合に、利用されている方が破損ですとか、あるいは紛失されたような場合に、現物または現金でお返しいただくという制度になっていまして、そのうちの現金でお返しいただいた分の計上になります。収入済額としましては、2万2,319円となっています。

次に、2ページをお開きください。こちらは、歳出事業別の内訳になっています。図書館は、中央図書館に管理係と事業係、地区館は桜が丘図書館と清原図書館ということで、4つの事業で構成しています。各事業の詳細につきましては、本日各係長、館長、出席していますので、各係長から順に説明をさせていただきます。私からの説明につきましては以上となります。

会 長： 事務局どうぞ。

事務局： それでは資料1の3ページをご覧ください。中央図書館管理費になります。こちらの主だったところを申し上げます。一番右のところは予算残額です。その中で金額が大きかったものが、4番（共済費）の社会保険料65万5,555円で、こちらは社会保険加入の臨時職員が、夫の扶養に入るなどで、減少したことによるものです。その下の7節の（賃金）臨時職員賃金ですが、62万2,809円残りまして、こちらは臨時職員がシフトの当日に体調不良等で入れなかったことなどにより余った人件費分になります。管理関連維持費の11節の⑤（光熱水費）電気・ガス・水道料金も76万1,187円余りが生じているわけですが、電気の基本料金の単価が若干下がったことによる不用額になります。下へ行きまして、15節の（工事請負費）多目的トイレ改修工事費は、先ほど館長から説明がありましたが、1階、2階の多目的トイレを改修し、ウォシュレット機能付きの温便座にし、オストメイト対応にもなりました。昨年12月から利用ができるようになりました。中央図書館の管理費につきましては、以上となります。

会 長： ありがとうございます。次をお願いします。

事務局： 次のページの4ページをお開きください。中央図書館事業費の説明をさせていただきます。主だったところの説明をさせていただきますが、まず一番上の講演会等講師謝礼ですが、（報償費）ということで、こちらは音訳者講習会、平成29年度に初級ということで、初心者の方を迎えて講習会を開いたのですが、その後のフォローという形で、中級の音訳者講習会を開きました。その謝礼が入っているのと、もう1点、「すべての人に読書の喜びを」という、障害者関連の講演会を開きました。元墨田区図書館職員の山内薫さんをお招きして、主に知的障害者への本の読み聞かせなどを、実施も含めて行っていただきました。次の対面朗読等謝礼ですが、こちらは図書館の資料の利用に障害がある方向けの、主に録音図書、点字図書、対面朗読・個人テープ作成謝礼ということになりますが、昨年度は録音図書を11タイトル作りまして、あと録音雑誌、当市では俳句雑誌「多磨」というものを作っていますが、そういう月刊のものを12タイトル作りました。対面朗読は利用者の方の申し込みが、平成30年度はなかったのですが、個人テープの作成がありました。対面朗読の利用がなかったことなどもありまして、若干の残額が出ています。資料費に飛びまして、事業関連維持費は例年どおりなので割愛させていただきます。図書資料費では、逐次刊行物や年刊類の消耗品図書、備品図書、一般図書、そ

して新聞の多摩版のマイクロフィルムのような分類で購入させていただきました。中央図書館事業費についての説明は以上です。

会 長： ありがとうございます。次に、桜が丘図書館お願いします。

事務局： それでは桜が丘図書館事業費について説明させていただきます。5ページをご覧ください。主だったところの説明ということで、7節の臨時職員賃金ですが、土曜日、日曜日、月曜日にそれぞれ入っていただく3人の臨時職員の賃金で、通常の土、日、月に加えて夏休みなどの繁忙期ですとか、イベントといったときに平日勤務をしてもらった際の賃金として支出したものです。それから事業関連維持費につきましては、事務費ということで執行したもので、図書資料費として、消耗図書と備品図書の購入ということで執行したものです。18節の備品図書購入費で、40万円ちょっと残額が出てしまい、もう少し計画的に執行していれば良かったと反省しているところです。桜が丘図書館事業費については、以上で説明を終わらせていただきます。

会 長： ありがとうございます。引き続き、清原図書館お願いします。

事務局： 6ページ目をご覧ください。清原図書館事業費です。清原図書館も残額をご覧くださいますと、一番額として大きいのは、臨時職員賃金の残額が多くなっています。こちらは、土日の勤務のほか平日の繁忙期、学校が夏休みの時期ですとか、イベントがあるような時に来ていただく分として計上していたものと、職員の休んだ時の分ということで確保していましたが、そういったこともそれほど多くなく、8万9,109円の残ということになりました。あとは例年どおりの執行状況となっています。説明を終わります。

会 長： ありがとうございます。以上で平成30年度決算についての説明が終わりました。ただいまの説明について、何か質問などありましたら、ご発言をお願いいたします。

委 員： 中央図書館の事業費の、18でマイクロフィルムがありますが、このマイクロフィルムは具体的には何を購入されていらっしゃるのですか。

事務局： マイクロフィルムにつきましては、朝日、読売、毎日、東京の4紙の多摩版を、1年遅れでマイクロフィルム化したフィルムを購入しています。縮刷版はもちろん購入しているのですが、縮刷版は東京本社版のみの記載になりますので、多摩版に載った記事を後で調べたいという時に、縮刷版の原紙はずっと取っておけないので、縮刷版だけでは対応できないものの対応ということで、マイクロフィルムを購入しています。以上です。

会 長： ありがとうございます。ほかには、いかがでしょうか。ないよう
でありますので、議題（１）については、終了といたします。

（２）その他

ア 平成３０年度の図書館事業内容の実態調査結果について（報告）

<地区図書館の開館日及び開館時間等の見直し関連>

会 長： 次に、議題（２）その他。事務局から報告をお願いします。

事務局： それでは、その他のアの平成３０年度の図書館事業内容の実態調査結果についてご報告いたします。資料をご用意いただきたいと思えます。図書館業務につきましては、どのようなものがあるかということをご説明すること自体が非常に難しいものがありまして、そういったものを説明していく上で必要な調査ということで、毎年実施しているものではなく、今回に限り実施しています。地区図書館の開館日及び開館時間等の見直しを図る上では、バックヤードを含めた図書館の業務にはどのようなものがあり、それらがどの程度処理できているかを把握するため、平成３０年度に限り実施をしたというものであります。図書館職員の間でも、自分の担当している業務以外は、よく知らない業務も多々あります。今回取り上げました項目につきましても、管理係、事業係、桜が丘図書館、清原図書館に関わる主な業務だけとなっていて、中央図書館長や担当主査、あるいは嘱託員、臨時職員の業務につきましては、この実態調査には含めておりません。

地区図書館の開館時間等の見直し作業の手順ということですが、こちらにつきましては、まず見直しをする開館日及び開館時間の最低限の目標と言いましょか、こちらを決めまして、次にその目標を実現するために必要な、窓口業務の職員体制について、いろいろなパターンのシフトを表にしまして、検討しました。続いて、その中で良いと思われるシフトにつきましては、今回この実態調査であるような、図書館全体の業務が支障なく遂行できるかどうかということ、可能な限り試行しながら検討してみるという作業をしてきています。

それでは、実態調査の概要につきましてご説明いたします。資料の１ページをご覧ください。この調査の目的と、業務内容を確認するために、５つの視点に分けて調査をしています。視点の１となりますが、従事割合、こちらは調査１となりますが、こちらの意味としましては、各係員が自分の年間の業務のうち、その業務にどのくらいの割合で従事したか、こちらについて、各人のそれぞれの主観に基づいて示したものとなります。続きまして視点の２ですが、こちらは達成度、調査

2としていますが、こちらはそれぞれの業務を、各人がどの程度できたか。こちらについても、やはり主観で捉えた調査となります。続きまして視点の3となりますが、こちらは難易度ということで、調査3としています。こちらは、特に難易度の高い業務につきまして、どの程度その業務の見直しですとか、新しい企画等ができたかと、こちらを調査したものになります。その難易度の判断基準ですが、こちらにつきましては、9ページになります。こちらに難易度の算出計算表というものを一覧にしていますので、各担当は、この算出計算表に照らしまして、それぞれの業務について自己評価をして記入をしているというようなものになります。それから、1ページに戻りまして、視点の4です。こちらは主な業務内容につきましては、事業ごとに掲げている項目について、さらにその中で、各担当者が主に行った業務の内容を具体的に示しています。それから視点の5ということで、こちらにつきましては、職員の主な意見等ということにしていますが、こちらにつきましては、平成30年度中に、火曜日の休館日を利用しまして、これまでは職員会議ですとか、選書会議を行っていましたが、こちらを止めまして、その分の時間を他の業務に振り分ける試行をしてきました。具体的には、選書会議を開館している水曜日とか金曜日に行うということをしてきました。図書館全体の業務に支障が出ないかどうかということ、実際に試行を行いながら検証してきたということになります。15ページに、その試行等において職員からの意見がいろいろ出てきましたので、それらをまとめたものがあります。意見の中にもありますが、特に、選書等を通常の開館日等に行う場合には、非常にやりにくい面があるというようなこともありまして、現在は選書会議ですとか職員会議も、従来どおりの火曜日に戻して実施するようにしています。最後の6の考察につきましては、視点ということではありませんが、上記の5つの視点を基に、この調査についての考察を、18ページ19ページになりますが、まとめの形で掲載をしています。順に、ページをめくりながら、資料について、説明を加えさせていただきます。

2ページをお開きください。こちらはA3の横の表になっています。一番表の左側が、担当ということで、2ページにつきましては、管理系の業務についてまとめたものになります。担当の横の右側が通し番号で、こちらが通番になっています。その隣の項目番号というのは、これは内容ごとに項目の番号を付していますので、項目の番頭という意味合いになります。その項目につきましては、各係で行っている業

務が違うため、いろいろ変わっていますので、項目番号という形で整理をしています。その右側、桜が丘、清原図書館との共通項目ということで、共通の業務をしているものにつきましては、丸が付けてあります。例えば、通し番号の1番について表を横に見ていただきますと、こちらは管理系の窓口業務と記載されているかと思えます。こちらにつきましては、地区館との共通項目はありませんので、空欄になっています。その隣の従事割合という、パーセンテージで示されているものがあるかと思えますが、こちらは、管理系は2人いますので、2人ともこの窓口業務に従事しており、それぞれ10%未満と、5%未満の従事割合であると、それぞれが自認していたということを表しています。続きましてその右側。達成度のところになるのですが、達成度につきましては、従事した職員が、どの程度達成できたかを自己評価で記入しているものですが、数字の位置が左側に集まるほど、90%以上とか80%以上とか、こちらに集まるほど高い達成率であり、できているということを示しています。管理系の業務を全般的に見ますと、ほとんどの項目が80%以上となっていますので、その意味では、管理系の業務は達成度が高いものであったということがわかります。次に、達成度の隣の右隣の難易度というものがありますが、この難易度につきましては、9ページの判断基準を基に、それぞれが自分の判断の中で、難しい業務について記入しているわけなのですが、その各項目の中で特に難しい業務、こちらの達成度についての本人の自己評価を書いてもらっています。取り組みの割合につきましては、全体的に少ない状況にあることもわかりますが、新しいことですか、難しいことが後回しになっているのではないかという状況が、表からは見て取れます。なお、表の下段に網掛けしていますが、こちらの項目につきましては、各係における懸案事項等、特に重要であるものについて、係長に回答を求めたものになります。

実態調査表の見方につきましては、3ページ以降も同様の見方になります。3ページは中央図書館の事業系のそれぞれの評価というものを尋ねたものです。それから次の4ページが、桜が丘図書館。5ページが清原図書館の内容になります。

6ページですが、こちらにつきましては、調査1の従事割合について数値をグラフ化したものになります。こちらは係毎にまとめたものになります。それから7ページになりますが、7ページにつきましては、調査2の達成度を棒グラフに表したものになります。こちらも係毎にまとめたものになります。それから8ページ、こちらにつきまし

ては、調査3の難易度について、事業毎に表したものになります。

続きまして、9ページです。これは、調査3の難易度を表すための算出計算表ということで、一覧にしたものになります。この点数で表していますが、各人が自分の行っている業務が、どの程度の難易度かというのを自己判断して、表に落としているものになります。

それから10ページから14ページまでの主な事業の内容になりますが、こちらにつきましては、係毎にそれぞれの項目の中で、各担当者が判断した主な業務の内容というものをピックアップして、こちらに具体的に記載をしているというものです。例えば、10ページの通し番号1番の管理系の窓口業務、こちらにつきましては、管理系の方は2階で受付などしていますので、受付の内容も、チラシ・ポスターの受付申請及び許可、もう1つは会議室等申請受付及び許可、その他郵便物等受理、そういったものが管理系の窓口業務の主なものという見方になります。

続きまして15ページ。こちらは視点の5で説明いたしました、試行期間中の内容に伴う職員の主な意見となります。この中で特に選書についてと、職員会議についてと、3番目の丸のところですが、図書館職員による現在の主な業務に関する課題及び解決方法というまとめになっているのですが、大きくこの3つの区分けで見えていて、それぞれ、選書会議については中央図書館ですと、「他の業務と重なった場合に支障が出てしまうため、選書会議の日程調整が大変であった」といったような意見が出されています。地区館につきましても、「他の業務と重なってしまうと欠席となってしまうため終わらない時もある」。2点目としては、「開館時間では、開館業務が主となるため、どこかに負担がかかってしまう」。3点目ですが、「選書日は休みづらくなる」。最後に、「選定基準の見直しが必要である」といったような意見が出されています。丸の2点目、職員会議についてですが、「連絡、連携不足が生じてしまう場合がある」という意見が出されています。最後の丸の3点目の「図書館職員による現在の主な業務に関する課題及び解決方法について」は、数が多いので、後ほどご覧いただきたいと思います。

18ページです。6の考察になります。これは一言で申しますと、事業係がバックヤードの業務を多く抱えていまして、集中しているという状況があります。通常業務に追われまして、懸案事項等への対応にまで手が回ってないというような状況が窺えます。こうしたことから、正規職員については、職員数が実員では不足しているという状況

が窺えると考えています。少しご紹介しますと、資料の3ページに戻っていただきたいと思います。これは中央図書館の事業係に係る部分ですが、中ほどの達成度の欄を見ていただきたいのですけれども、数字の分布が、他の3係に比べますと、非常に数字が分散して配置されていまして、数字が、先ほども申しましたように左側にあるほどその業務ができているということになるのですが、この表を見ますと、やはり右側のほうに数字が分散していて、それぞれ担当の業務ですとかバックヤードの業務に手が回っていないというようなことが窺えると考えています。

実態調査の概要については、雑駁ですが以上となります。なお、地区図書館の開館日及び開館時間等の見直しにかかる最終的な報告につきましては、この実態調査に加えまして、図書館におけます現体制での検討結果と、指定管理者制度の導入につきましても、並行して検討していますので、そちらの検討結果を併せた形で、整理させていただきまして、改めてご報告させていただきたいと考えています。説明は以上となります。

会 長： ありがとうございます。報告が終わりました。この実態調査の報告について、何かご質問などはありますか。なかなか、お仕事を実際にしてみないとわからない、これほどのお仕事があったということが、表となって出て良かったような気がします。いかがでしょうか。

委 員： 図書館の業務の内容、大変細かく整理をしていただいたので、おおよそ、おおよそと言っても紙面で理解するだけですので、実際の業務がどれほど大変なのかというのは、経験してみないとわからないことは多々あるのだろうなと伺っていて、理解することができました。このまとめと、指定管理者制度に委託する場合の根拠に、今回のまとめが直接反映していくという理解でよろしいでしょうか。まずそれについてお尋ねしたいのですが。

会 長： 事務局どうぞ。

事務局： 直接、指定管理者制度の導入に関わる部分と、関わりがあるかと言いますと、当然図書館で行っている業務ですので、それを指定管理者にお任せする場合には、その業務の内容をお伝えするという部分では、この調査、業務の洗い出しをしているということは、参考になってくると思います。あとは、直営でできるかどうかという検討もしていますので、どちらかと言いますと、今図書館で抱えている業務が、現体制でサービスを拡大した中でできていくかどうか、やっつけられるかどうかというものの判断基準と言いましょか、検証材料という形での

活用がメインになってくると思っています。繰り返しになりますが、指定管理者制度をもし導入するとした場合にも、参考にはなると考えています。以上です。

委員： それを踏まえた上で、関わりがあるということになってまいりますと、では指定管理者制度にもし移行した場合に、こういう作業の充実度といえますでしょうか、達成度というのがどう返ってくるのだろうかということが、今度問題になってくると思うのですね。確かに、右寄りにばらつきが出てしまっているような領域は改善することが望まれるということはよくわかるのですけれども、では業者に委託した場合に、本当に右寄りの懸案事項が解消されるのかどうかという見通しがないと、直接の根拠には、こちらの調査結果が関わっていかないのではないかなという懸念がひとつあります。選書についても、日程調整が大変とか、開館業務が主となるためにどこかに負担がかかってしまうということはよくわかるのですけれども、であるならば、その開館業務のうちの非常勤の職員への業務の委託がどれほど可能なのか、どこまでできてどこからができないのかという見通しと言いましょか、そのお考えについてもお尋ねしてみたいような気がいたしますし、それから課題の解決方法のところでは窓口業務の、レファレンス業務は全て正規職員、カウンター業務は最低1名正規職員が関わること。これはものすごく理想的だろうと思うのですが、カウンター業務に最低1名関わるのが、本当に必要なのかということですか、それから、ではこれを業者に委託した場合に、レファレンス業務やカウンター業務は一体どんな知識を持った人が当たるのだろうか、という比較検討が多分必要になってくるだろうなど。それで解消されるということであるならば、現状こういう問題を抱えていて、上手く図書館運営ができなくなっている中で、指定管理者制度に譲ると、それが改善するのだというような見込みが出てきて、説得力を持っていくのではないかという気がいたします。もう1点、選定基準の見直しが必要というように、選書についてのところでお考えをお示しいただいているのですが、この選定基準の見直しが必要というのはどういうようになるか、具体的にご説明いただければと思いますが、いかがでしょうか。

会長： 事務局どうぞ。

事務局： 先ほどの難易度の評価については、もし指定管理者制度を導入するとしますと、モニタリングというものを定期的に行いますので、その中で判断して評価していくという形になるかなと考えています。

あと2点目の非常勤職員に正規職員の仕事を任せるとするのは、どこまで任せられるかというご質問かと思いますが、こちらにつきましては、現在は会計年度任用職員制度のこともありますが、それぞれの臨時職員、嘱託員、正規職員、それぞれ業務というものは明確に分けることが原則にはなっていて、なかなか全て分けきれない部分もあるのですが、基本的には分ける形にしています。そうした中で、正規職員が初めて、図書館の定員として何人必要かというのが確定するわけなのですが、その中で正規職員の仕事を非常勤職員に回すということになりますと、図書館の職員定数自体が減ってしまう形になりますので、そのあたりのところは慎重に対応していきたいと考えています。そういったことも含めまして、今までの業務の分担については、開館日、開館時間等の見直しについては検討していきたいと考えています。

それから、窓口カウンターに職員が必ず必要かどうかというところなのですけれども、基本的には、地区館も含めまして、この図書館の規模であれば、正規職員はカウンターには1人、安全面とかいろいろな面でも必要かなと考えています。もう1つは、職員のほうも全てが専門職ということではなく、配属された職員が、現場の中で業務を覚えながらしているという部分がありますので、職員研修も含めまして、必ず職員はカウンター等を経験しまして、それで技術の向上を図っていく。最終的には選書会議などの時に反映させていくというようなことを狙って行っています。

それから、選定基準の見直しについてですが、こちらにつきましては、1つは選書作業を効率化していくためには、その基準を判断しやすいものにしていく必要があるのかなということがあります。それからもう1つは、これは違うのですが、書庫が満杯になっていまして、なんとか処分しなければいけないという実情があります。その中では、今の選書基準で本を所蔵していってしまうと、すでにパンクしていますので、もう少し選書基準をすっきりして、除籍側に力を入れていくというようなことから、選書基準の見直しについては今検討している最中でありまして。それはご質問とは違うかもしれませんが、そのようなこともあります。以上でよろしいでしょうか。

委員： はい、わかりました。1点よろしいでしょうか。

指定管理者制度に委ねた場合に、モニタリングをするというお話があったのですが、このモニタリングというのは、例えば以前の業務が持続できなくなっているとか、あるいは困った状況が発生してしまう

た場合には、その改善要求を業者側に向けることができるという理解でよろしいでしょうか。そのモニタリングは誰がやって、そしてどういう効力を持っていくのかということについて、お尋ねしたいと思います。

会 長： 事務局どうぞ。

事務局： モニタリング自体は、市によってもどこが所管するかというのはあるかと思うのですが、東大和市の今のモニタリングの担当課は、公共施設等マネジメント課というところが主管課になっています。その中では、会議を持ちまして、審査していくわけですが、そのメンバーには図書館も入りますので、その中で意見を伝えていくというのが、現状の東大和のやり方になっています。それで、著しく改善が必要な部分を確認できた段階で、モニタリングとは別に、打ち合わせ会なども当然実施していくと思いますので、そういった中でも改善の要望や要求みたいなものは内容にもよりますが、できるのかなと考えています。以上です。

会 長： 委員よろしいですか。

委 員： ありがとうございます。

会 長： ほかに何か、お尋ねしておきたいことはありますか。

委 員： この調査結果を拝見して、最後に書いてあるのですけれども、正規職員が不足している可能性が示されていると。この結果、私も拝見していて、仕事量に対して職員の数が足りていないかなという印象を持ちました。それに対して、業務の効率化で、何かうまく回らないかということで、いろいろ検討されてきたのだと思うのですけれども、この15ページの窓口業務のところの、職員数が減ってきている中で、業務の関わり方が課題になっていると書かれている。この職員の数というのは、定数というのは、おそらく条例とかで決まっているものではないのかと思うのですけれども、その中で図書館職員の数というのはこうですよという規定があるのかなと思っているのですが、違っていたらご指摘ください。その規定より今、人が少ないのですか。正規が足りていない可能性があるというのは、実数でも足りていないという調査なのだと思うのですが、規定に対してはどうなのですか。

会 長： 事務局どうぞ。

事務局： これは企画課が職員定数というのを管理してまして、企画課から示されている図書館正規職員の数というのは、担当主査も含めて、私も含めて中央図書館は15人、地区館がそれぞれ2人ずつですので、19人。市立図書館全体では19人が定数になっています。ただ、こ

の定数は定数としまして、あとは実員というのがありまして、実際には図書館は2人欠員になっていますので、17人が配属されているという形になります。不足の2人分につきましては、臨時職員で手当てするという考え方になっています。2人欠員、足りないということもありますので、やはり中央図書館としては、規定の定数の人数を確保していただかないと、通常の業務自体がなかなか回っていかないという理解はしています。ですから、欠員の2人は、中央図書館に必要な人員と考えています。

委員： そうすると、正規の2名が回復されると良い、解決する部分もあるのかなと思うのですが、なかなかそれは厳しい状況があるのかもしれませんが、現行の体制というのは今の実員での体制で検討されてきたのだと思うのですがけれども、2名回復した状態で、今度新たな開館時間の拡大というのが可能になるかどうかというのは、ご検討されましたか。

事務局： 検討自体は定数で検討するのが本来だと思いますので、定数ということで考えてはきています。ただ、実際にふたを開けてみた時に、それらの欠員分が補充されているかどうかというのは、全然わからないことになりまして、今までの実績といいたいまいしょうか、経験値から言いますと、なかなか充足はされないのかなという感じはしています。ただ、一応定数は定数ですので、本来現状でも中央図書館は人が足りないと認識していますので、職員課等には常々、定数の確保ということで要望はしているところです。

委員： わかりました。

会長： よろしいですか。ほかに何かご質問はありますか。

委員： 今の話、実員が2名不足していることになっているのですね。臨時職員等で補充をしている。建前はそういうことですね。この資料、大変ご苦労されて作っているのですが、職員の方の主観で構成されているようですが、実員が不足しているということによって、繁忙感とか、そういうのがあると思うのですね。臨時職員等だけで補充しきれているとはなかなか思いつらいので。そこが、要するに現状の実員マイナス2ということ踏まえたということを書かないとね。せっかくこれだけ資料を作っても、やはりそれを抜きにして忙しいのは当たり前でしょうという議論に、多分発展すると思うので、それを書いておけば、資料そのものは意味を持ってくるかなと。それを抜きにして議論すると、実態とずれているでしょ、というお話になりかねないので、その考えはいかがでしょうか。

事務局： 確かに、委員のご指摘のとおりで、なかなかこの表自体も、数字などわかりにくい部分もありまして、言葉の、例えば難易度という言葉が、はたしてしっくりくるのかどうかとか、いろいろあるのですけれども、次に全体のまとめをしたいと思っていますので、そういった中で、修正させていただくような対応を取らせていただきたいと思います。

会 長： ではそのようにお願いします。ほかに何かありますか。

委 員： 3ページのところを見て、下のほうの網掛けのところを見ると、達成率が分散しているという感じになっているわけですね。内容を見ていくと、例えば議会対応ですとか、書庫の適正管理ですとか、民間活力導入の検討ですとか、ブックスタート用のフォロー事業ですとか、ずっと続いているわけですが、これを見ると、まさに職員でなければできない、なおかつかなりベテランの経験値を積んだ職員でないとできないところが、達成率が未達成の状態だということですね。そうすると、今回の話の背景には、開館時間、開館日の話があるわけですが、まず筋としては、ここをなんとかすることを、まず順序としては考えるべきだと思いますけれど、いかがでしょうか。

事務局： 確かに、委員の言われるとおりで、図書館業務は非常に多いもので、今2人足りない状況ですが、担当主査1人と、短期再任用職員が枠外で1人来ていますので、一応欠員の補充ということではないのですが、たまたま2人来ていますので、なんとか通常の図書館業務は回せているというのが実態としてはあります。ただ、これが毎年、2年、3年とこの状態が続きますと、今、委員が言われたような懸案事項が、ずっとそのままになってしまう、置いてきぼりになってしまいますので、そういう意味からも、やはりこちらを立て直す意味でも、正規職員の定数の確保というのは求めていきたいと考えています。バックヤードの業務はほとんど中央図書館が担っていますので、この部分が中央図書館の事業係に負担がかかっているということもありますので、こちらでも少し改善するような方向で、検討していきたいと思っています。以上です。

会 長： ほかに、いかがでしょうか。

委 員： この実態調査等を受けて、指定管理者制度のことも検討されるというようなお話が先ほどありましたけれども、併せて検討されるというようなお話だったと思います。その検討というのは、私も昨年度から委員をさせていただいていますけれども、ずっと検討が続いているわけですが、そのあたりは、今どういう段階かというのは、お話できる

範囲でいただけるのでしょうか。

事務局： 見直し案というのは、図書館業務も多いですし、職員も多いので、案を挙げると星の数ほど上がってきてしまいますので、それらを全てチェックするという事は当然できないことですので、ある一定の期限を定めて、どういったことができるかというのを判断していかなければいけないと考えています。その意味では、平成30年度に試行しながら、直営でできるかどうかを行ってきたというのはあります。図書館としては、メンバーが変わらない3月中に、ある程度方針を出したいということで進めてきたところなのですが、なかなか現実的で具体的な提案というのを出すことができませんでしたので、具体的な提案が出せなかったことをもちまして、直営で対応するのは難しいかなということで、前回の図書館協議会の中では、口頭でしたけれども説明させていただきました。現在も、直営での見直しについて新たな検討ということではないのですが、出されている懸案等を、もう一度中身をよく確認してやっていこうかということで、その作業をしているところです。例えば、例で言いますと、選書会議の時間をもっと短くすれば、効率化を図れるのではという提案もあるにはあるのですが、この選書会議を短くするというのは、ずっと昔から、もっと短くすれば早く終わるのではないかというのは、出されていた意見なのですが、現実的になかなかそれは改善されてきていないという実態があります。それから、単純に時間を短くするというのは、内容を十分な検討をしないで決めてしまうなんてことにもつながりますので、そこも慎重に図らなければいけないということもあります。そういったことをもう一度確認しながら、どこまで現実的な対応を取れるのか確認しているという状況です。

指定管理者制度の検討なのですが、基本的には、直営での見直しの動向を見ながら、併せて指定管理者制度のまとめもしていきたいと考えています。現在、近隣市の状況などを見ていますと、特に導入できない大きな理由というのは見当たらないのかなと考えています。ただ、細かいことはいろいろありますので、そういったことは、東大和市のやり方にはたして合うかどうかというのは、再度確認しながら、最終的なまとめをしていきたいと考えています。

会長： ありがとうございます。ほかに、何かありますか。

委員： 今、事務局のほうから、東大和のやり方が、というようなお言葉があったのですよね。やはり、私は東大和の図書館をずっと長く利用させていただいている中で、いろいろな形で、子どもたちや市民にサー

ビスが、良い形でやっていただけているというのをものすごく感じています。それが、もし業者さんにとなった時に、どこまでそれがやっていただけるのかと、一番それが気になっているところです。先ほど、選書会議を短くというお話もありましたし、それから除籍のこともありました。先ほどの委員からもありました、いわゆる専門的なことに力を入れなければいけないところが手薄になっているという、その辺りのところというのは、選書にしても除籍にしても、やはり専門的な知識というのが一番必要になってくる場所ですよね。そういうものが、どうなっていくのかなというのが、正直言って、一番不安になっているところなのですね。その辺りをどんなふうにお考えですか。

事務局： 選書等のお話については、常々市長も、図書館の生命線ということで、答弁などでお伝えしていると思いますので、このところが基本ということで、そこについては、中央図書館は直営でやっていく予定にしていますので、どのくらい機能を持たせられるかということで検討をしています。今のところ、レファレンスの中でも、本の照会、端末で調べるような案件については、当然現場で、地区館の現場でやっていただくということはあると思うのですが、重いレファレンスなどは中央のほうで全部請け負っていくというスタンスは変えていません。選書も、基本的には中央で最終的に審査をしますし、予算も中央で管理してやっていくというような形ですので、極力中央がその辺りの肝心な部分は舵取りできるような形で、組み立てるといいでしょうか、仕様書に盛り込むとかそういったことを今、検討しているところです。

会長： ではそういうことで、お願いします。まだほかにありますか。

委員： 先ほどご質問してお答えいただいた内容の中に、開館業務を、常勤の人と非常勤の人と明確に分けて、その上で常勤の人でなければできない業務を減らしてしまうと、定員だとか予算が削減されてしまう危険性があるというお話だったと思うのですが、その考え方でもし行くとするならば、例えば地区館を指定管理者制度に委ねた場合に、東大和の図書館の定員削減につながってしまう可能性というのはないのでしょうか。そこも将来的なこととしては、少し心配になる場所ですが。

事務局： 地区館に指定管理者制度を導入しますと、地区館の正規職員が引き揚げますので、その意味では定員は減になります。あとは、引き揚げた職員をどういう形で取り扱ってもらえるかというのは、また今後の考え方になってくると思いますが、司書を持った職員を、中央館に集約するとか、そういったことも考えられるのかなとは思いますが、ただ、

はっきりしているのは、職員を引き揚げますので、定数自体は減ると
いうのは間違いないと思います。

委員： わかりました。

会長： はい、他にありますか、どうぞ。

委員： 私が入る前の平成30年に、開館日、開館時間の見直しについての
諮問が協議会にあって、委員さんが検討されて答申を出されているわ
けですけども、その中で指定管理者制度について、様々な疑問だど
か懸念が出されているわけですね。その中で、指定管理者制度に移行
する場合には、直営との比較検討が必要だと書かれています。そのメ
リットですとか、デメリットですとか、やはりそういう指定管理者制
度を導入した時の、やはり見えていない気がするのですね。実際、指
定管理者制度にしたけれども直営に戻っているところも、実際あるわ
けですよ。自治体によっては、経費の委託費がどんどん上がってい
るところもあるわけですよ。そういう中で、やはり慎重に、メリッ
ト、デメリットをはっきり表にしても良いくらいのところで、検討材
料に載せてもらえると、我々としても非常に考える余地があるのかな
という感じがいたします。そういう意味では、問題というのは早急に
というよりはしっかり検討していく必要があるのだろうなと思います。
例えば、武蔵野市であれば、振興財団みたいな形が、良いかどうかは
わかりませんが、あつたり、古くであれば、京都市が公社で図
書館を使っていたりということがあるわけですね。そういう意味では、
ある意味では指定管理者制度というのは、一番民間に委託という形で
すから、本当にそれが良いのかということも含めて、いろいろなやり
方もある中で、それが良いのかということも検討していただければ
と思います。

会長： ご意見、ご要望という形でしょうか。事務局、何かありますか。

事務局： そうですね、可能な限り、直営、指定管理の制度導入のメリットデ
メリットというものを洗い出して、その中でどちらも一長一短あると
思いますので、その辺りのところは、総合的な判断という言葉を使っ
ていかどうかわからないのですけれども、洗い出しをしまして、判
断していきたいと考えています。ただ、その辺りの判断につきましては、
ある程度図書館のほうで精査させていただく形なのかなという気
はしています。

会長： ただ今、平成30年度の図書館業務内容の実態調査の説明をいただ
いて、それをなぜしたのかというところで、答申に挙げた、今、課題
になっている地区館の開館日・開館時間の見直しについての説明に、

皆さんからご意見を広くいただいたわけですが、この調査結果の報告について、ほかにご質問ありますか。

委員： 1つだけお伺いしていいですか。

会長： どうぞ。

委員： 今、細かい資料いただいたのとは道がズレてしまって申し訳ないのですけれども、図書館は、民営委託はなじまないという発言ありましたよね。あれに関しては、図書館の方とか、市としては、その意見というのはどういうふうに捉えていらっしゃるのかなと思ってそこをお伺いしたいのですが。

会長： 事務局、どうぞ。

事務局： 答申の中でもご指摘いただきました、平成20年度と23年に、当時の大臣のほうからなじまないというご発言がありまして、その後近隣市の状況など確認してきますと、導入している自治体も、その後も比較的良好な形で運営をされているという実態があります。全体的にですけれども、少しずつ指定管理者制度の導入なども進んでいるのか、平成20年当時だと、1.8%位の導入率だと思うのですが、今は約10倍近い、と言いましても少ない数字ですけれども、そのような状況があります。あとは運営の仕方と言いましょうか、例えば、今、昭島市とか、青梅市は全館に指定管理者制度を導入しています。中央館を指定管理者制度にしている形になります。今、東大和で考えているのは、中央館は直営でという形で、中央館を中心に、市立図書館を運営していこうというスタンスで考えています。いろいろな導入の方法があると思うのですが、東大和としては、地区館については、開館日・開館時間を増やす有効な手段と捉えているところで、これを否定してしまうだけの支障みたいなものは、まだ確認できていませんので、今の中ではやってみる価値はあるのかなと実感としてはあります。ただ、それについては直営での見直しですとか、さらに指定管理者制度の動向なども見ながら判断していく必要があると思いますので、そういう近隣市等の状況をもって、なじむかなじまないかというところは判断していかなければいけない時期なのかなと考えています。

会長： ご意見等ありますか。

委員： 先ほど質問させていただいて、そのあと他の委員さんがご指摘されていたのですけれども、私も定数の状況については、きちんこの資料に載せたほうがいだろうと思います。というのは、私もきちんと把握していなかった部分もありますけれども、規定の人数がいらないという状態があつて図書館の職員の皆さんが努力されているという状況が

ここにあるわけで、そういう前提がないと努力が足りないという話になりかねないと思うのです。きちんと、今、こういう定数の状況でやっている、いろいろな検討をベースにそれがあってやっているということは、この実態調査された時点での状況なので、やはり載せたほうがいいだろうと思います。その上でですけれども、やはり本来であればその定数が回復されて、いろいろなサービスがよくなるということの方がメリットもあるのではないかなと私は思いますので、そのところも継続して、増えるように動いていただけたらありがたいなと思います。

会 長： ほかに何かありますか。

委 員： 私の印象なのですけれども、30年ちょっと、もう少し西の福生市というところの図書館に勤めていたのですけれども、福生市の図書館から見ていて、東大和の図書館というのは、地味だけれども本当に丁寧に図書館サービスをされているなという印象をずっと持っていたのです。人口も8万ちょっとで、面積も13キロ位、非常にコンパクトな町で人口も少ない。そういう町は、今日も多くの方が傍聴されていますけれども、行政と市民との協働にとって、とてもいい大きさ、サイズなのかなと思ったりするのです。そういう中で、東大和の町づくりをしていく上で、図書館が機能していくのだと思うのです。逆にそういう可能性があるのだと思うのです。それは、中央館もそうだし、2つの分館、地区館もそうだと思うのですけれども、そういう中でいい町づくりに、図書館がぜひ役割を果たしていただきたいというのが、私の意見です。

会 長： ありがとうございます。ほかに何か。まだまだ時間をかけて、いろいろご質問、ご要望、ご意見などお出しいただきたいのですが、まだ議題が残っていますので、ないようでしたら終了させていただきます。

イ 図書館システムの更新について

会 長： 次に、その他「図書館システムの更新について」、報告をお願いいたします。

事務局： 簡単にご説明させていただきます。お手元に「図書館だより」薄いピンクのものをお配りさせていただいていますが、こちらに概要を、市民の皆さん向けの案内が載っています。10月で今まで使っていたシステムの契約の期限ということがあって、いろいろ検討してきた中で、今回会社が変わって新しいシステムになりました。今までのものが1

5年以上使っていたので、職員の方も、利用される市民の方も、かなり戸惑いがあるのは事実です。ただ、新しくなったことによって、見やすくなった面もあるかと思えます。「図書館だより」の1面にありますのが、利用者向けの館内の検索端末の画面ですけれど、一見すると見やすく、また子ども向けページもできて、子どもの方も自分で探すのには探しやすいのかなという部分もあるのですけれども、またやり方がいまふうになっているというか、いわゆるネットショッピングのような形で1回自分の借りたい本をカート、予約かごと言うのですけれど、それに入れていただいた上で、さらに予約に進むというような、手順が増えたりしたこともあって、利用者の方から問い合わせもいただいているところなんです。1枚めくっていただくと、2ページ目に、あわせて図書館のホームページも変わりました。がらっと見え方も変わったのですけれども、担当の工夫もありまして、まずよく問い合わせがあるのは、今日図書館はやっているのかということが図書館に寄せられることが1番多いものなのですけれども、それが、今、トップページの1面で簡単にわかるということで工夫をしてもらいました。前のシステムとは言葉使いとか、どうしても変わってきてしまっていて、図書館システムというのは、ほとんどパッケージで作られているものですから、細かいカスタマイズなど難しく、一応現行の今まで使っていたシステムがこういうものだったという説明をして、それに合せる形で合せられるところは寄せていったつもりなのですけれども、いざ稼働すると変わっていて、職員も利用者の方も、今、過渡期のようなものなのかなと思っています。特にホームページに関しては、1番新しいウェブアクセシビリティという、いわゆるいろいろな障害も持った方でも対応できるような形の基準に沿ったものというふうにはなっているので、そういう意味では新しくなった意味があるのかなと思っています。また、スマートフォンの専用ページが出来たことで、今までは普通のパソコンの画面を映していたものが、スマートフォン用にきちんと表示出来るようになったというのも1つ変わったところかなと思っています。利用者向けという意味では、以上となります。

会 長： 図書館システムの説明は以上ですが、何かご質問等ありますか。まだ、実施されてから間もないのですが、利用者さんからこういったような質問とか、要望とか、ありましたか。何かありましたら。

事務局： 両面ありまして、見やすくなったねと言ってくださる方もいますし、前のほうが良かったと言う方もいらっしゃいます。検索して、今、本

の表紙の画像がホームページから見ると出るようになっていて、今まで表紙で覚えていた人とかは見やすくなったとあっていただいている方もいるのですが、逆に表紙を出すことによって1ページに表示できる数が少なくなってしまう。今までは、1行1冊でずっと閲覧できたものが、結構スクロールしないとたくさんの資料を1度に見ることができないというのは、しづらくなったというお声もいただいています。

会 長： はい、わかりました。それと、そういうシステムをお願いするときに、やはりいろいろなお願い事や、できる検索の機能とか、そういうのを増やすと、お願いする費用は増えるわけですよね。どうでしょうか。

事務局： 検索の機能に関しては、それぞれの会社で持っている機能は違うので、今までできていたことが、できなくなったりとかはあります。今までできなかったことが、できるようになったということも両面であって、今までこれができるのに何でこれができないのだという問い合わせはいただいています。

会 長： 変わって、また5年位の契約でしたかね。ということは、皆さんその間一生懸命使って、利用されるようになればいいと思います。ありがとうございました。ほかには、ご質問ありませんか。では、ないようですので、質疑を終了といたします。

ウ その他

会 長： 次に「その他」について、事務局から何かありますか。

事務局： 次回の日程ということでお願いなのですが、年明け1月の末から2月の間で、実施を予定しているのですが、まだ日程の調整が取れていませんので、申し訳ありませんが、次回の日程につきましては、また改めて皆さまのご予定を確認させていただいて、実施していきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

会 長： それでは、ここまでで委員の皆さまから全体をとおして、申し上げたかったとか、お尋ねしたいこと、何かありますでしょうか。ないようですので、議題2「その他」については終了といたします。

3. 閉会

会 長： これで本日予定していた議題はすべて終了いたしました。皆様からは忌憚のない貴重なご意見を頂戴しまして、ありがとうございました。先ほど、事務局から、地区図書館の開館日及び開会時間等の見直しに

かかる最終的な報告については、今日、報告していただいた実態調査に加えて、図書館における現体制による検討結果と指定管理者導入の検討結果などを、先ほど委員さんからのご意見も参考にして深く検討し整理して、改めてご報告していただけるというお話しがありました。そのまとめの中では、私たちが答申をお出しして以来、市民の皆さんの意向も尊重され、今日もたくさんのご発言がありましたけれども、これまで図書館協議会で出されてきた疑問や質問などに対しても、ぜひ明確に答えて、書面にまとめていただければと思っています。

では、これをもちまして、平成31年度第2回東大和市立図書館協議会を閉会といたします。皆様、大変ご苦勞様でした。